22. (Gno.64) 日中公法の比較研究

代表:通山 昭治

2012/02/24 (承認) 2012 年度 (開始)

【研究の目的】

中国と日本の公法の比較研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

2022年度の活動について、以下では、2回の研究会の4つの報告について簡単にふれることで、総括に代えたい。

第1回「日中公法の比較研究」会

日時 2022年7月16日 (土) 13時30分から17時40分まで

場所 多摩キャンパス 2 号館 8 階 2841 (会議室) なお、参加者は5名(司会は森光所員)。

第1報告 石塚迅(山梨大学)「「法治湖南」を考える」

報告者は、2021年12月に開催された「日中公法の比較研究」会において、「中国湖南省の行政 (法)改革2007-2011」というタイトルで報告を行った。報告では、2007年から2011年にかけて 行われた中国湖南省の行政 (法)改革を検討した。法に対する党の優位が中国的「法治」の本流 であることに変わりはないものの、2000年代から2010年代前半にかけて、分流・支流の中には西欧的「法治」への接近の動きも確かに存在したことを指摘した。

第2報告 通山昭治 中国における「憲政」問題等について

第2回 「日中公法の比較研究」会

日時 2023年1月7日(土) 13時30分から17時15分まで

場所 多摩キャンパス2号館8階 2841(会議室) なお参加者は6名(司会は森光所員)。

第1報告 石塚迅(山梨大学)「中国憲法研究における学派について」

報告内容の構成は次のとおりである。

はじめに

- 一、立憲主義と中国憲法原理との距離
- 二、憲法改正論から憲法解釈論へ
- 三、憲法観・憲法学方法論の分流

おわりに

第2報告 通山昭治「中国『党憲』体制と1982年現行憲法40年1

目次

変遷イメージ図

- 1 中国「憲政」の3つの特異性について
- 2 中央人大業務会議における習近平の講話

日本比較法研究所 2022 年度共同研究

- 3 「習近平法治思想」の3つの特異性について
- 補足資料
- 4 いわゆる「4つの機関」について
- 5 中国立法法の第2次改正について
- 資料 2015年改正立法法の抄訳ほか
- 小結-1982年中国現行憲法40年によせて

以上は当日のレジュメの目次である。第1回の報告をも受けつつ、ここでは、報告がなされた。 とくに「小結-1982年中国現行憲法40年によせて」では、率直にいって40周年はあまりもりあが らなかった。

なお、2022年12月で40周年を迎えた1982年中国現行憲法の位相については、中国「憲政」問題等とともに、引き続き2023年度の本共同研究で具体的に検討していくこととして、総括を終えたい。